

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係
内線番号	5019

No.	項目	内容
①	処分名	合理化計画の変更の認定
②	法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令
③	法令番号	昭54政令第205号
④	根拠条項	第4条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都林務事務所長、山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長)
⑥	法令の定め	第4条第1項 法第四条第一項又は第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る合理化計画について変更(農林水産大臣の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。
⑦	審査基準	・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について(昭和54年8月23日付け54林野企第83号林野庁長官通知) 第5 合理化計画の変更及び取消し 1 合理化計画の変更の認定の申請は、別記様式7により申請書1通及びその写し2通に所要の添付資料を添え都道府県知事に提出して行うものとする。 2 事業の経営改善又は木材の生産部門若しくは流通部門の構造改善の基本的方向の変更には、木材取扱規模(木材製品の規格化を推進するため第8の1の(1)のアの素材生産等促進資金を借り受けようとするJAS認証業者等にあつては、木材取扱規模及び木材JAS製品の生産の規模)の目標の変更を含むものとする。 3 都道府県知事は、合理化計画の変更の認定をしたときは別記様式5によりその旨を本人に通知するとともに、別記様式6により第7の4の(3)の資金供給契約を締結している金融機関に通知するものとする。 4 合理化計画が取り消された場合においてその取消しの理由が著しく本制度の趣旨に反すると認められるときは、貸付契約書の定めるところに従い貸付金の全部又は一部につき期限前の償還を行わせるものとする。
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑪	問合せ	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係 (電話)075-414-5019
⑫	備考	